

# 令和 6 年度新潟市こども誰でも通園制度 (試行的事業) をご利用いただけます。

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的に、月一定時間 (月 10 時間) のなかで保護者の就労要件などにかかわらず**生後 6 か月～2 歳**のお子様を預かる制度です。お子様の預かりのほか、面談を通じて、保育士から子育てに関してアドバイスをもらったり、相談をすることもできます。

## 【対象者】

生後 6 か月から 2 歳までで保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っていないお子様が対象です。

※3 歳の誕生日の前々日までご利用いただけます。

※認可外保育施設、幼稚園のプレ通園を利用している方は利用可能です。

※すでに一時預かりを利用しているお子様もご利用いただけます。



【誰でも通園ホームページ】

## 【実施施設】

右の二次元バーコードもしくは下記 URL から、実施施設一覧をご確認ください。

ホームページ URL : <https://x.gd/SdOBP>

## 【預かりが始められる日】

新潟市へ申請し、認定を受けた、認定日以降から利用可能です。



【申込兼認定申請】

## 【利用時間】

月 10 時間まで

## 【利用料金】

原則 1 時間 300 円 (※)。ほかに給食費、雑費が必要となる場合があります。

※生活保護世帯、市民税非課税世帯は利用料 (給食費、雑費は除く) が全額減免されます。

## 【利用予約 (お申込み)】

施設へ直接お申し込みください (申込手順は裏面参照)。

※利用施設との利用相談が終わり次第、新潟市へ申込書兼利用認定申請書をご提出ください。申請は上記二次元バーコードもしくは下記 URL から。

申込書兼認定申請 URL : <https://x.gd/f5AFn>

お問い合わせ先 こども未来部幼保運営課

電話 : 0 2 5 - 2 2 3 - 7 3 7 5 メールアドレス : hoiku@city.niigata.lg.jp

## 【ご利用手順】

- (1)利用予約 利用したい実施施設へ直接ご連絡ください。空きがない場合など利用できないことがあります。
- (2)利用相談 施設へ確認し、空きがあれば、そのまま利用方法について相談してください。
- (3)利用申込 利用に関する相談が終わったら、申込書兼利用認定申請書を新潟市へ電子申請システムを通じて提出してください。申請は利用月前月の 15 日（15 日が土日祝の場合は翌営業日）までです。
- (4)決定通知送付 申請内容を審査した結果、問題なければ新潟市から認定決定通知書を送付するので、電子申請システムからダウンロードしてください。
- (5)利用 決定通知を受け取ったら、利用相談した施設をご利用いただけます。

## 【ご利用方法】

こども誰でも通園制度では、定期利用・自由利用の 2 つからお選びいただけ、また、面談、相談の機会もあります。利用相談の際にどちらで利用するか施設とご相談ください。

	定期利用	自由利用
利用の方法	利用する曜日や時間を固定して定期的に利用する方法です。	利用する曜日や時間を固定せずに、利用したいときに利用する方法です。
特徴	利用する日が決まっているので、その都度、予約する必要がありません。	お子様の状況や月々のニーズにより柔軟に利用できます。
面談	半年に 1 回を目安に面談を行い、施設でのお子さんの様子を共有したり、子育てに関するアドバイスをもらったり相談をしたりすることができます。 ※預かる期間が短い場合には実施できない場合があります。	

## 【注意事項】

- ・利用できる施設は認定決定通知書に記載の施設です。同時に複数の施設は利用できません。
- ・月 10 時間を超えて預かりをご希望される場合は一時預かりをご利用いただけますが、利用料金が本事業とは異なります。
- ・お迎えの遅れなどにより 10 時間を超えたため、同じ日にやむなく一時預かりを併用した場合には本事業と一時預かり両方の利用料がかかります。
- ・当日キャンセルをした場合、予約していた分の時間は月 10 時間から差し引きます。
- ・利用は 1 時間単位です。30 分利用しても 1 時間の利用となります。
- ・利用している施設が年度途中入園などで空き定員がなくなった場合、利用できなくなります。
- ・年度の途中で誕生日を迎える場合、3 歳の誕生日の前々日まで利用できます。
- ・この事業は年度末（令和 7 年 3 月 31 日）までです。年度末で 3 歳の誕生日を迎えていなくても、年度末で利用終了となります。